

平成30年第3回市原市議会定例会議案概要

人 事 案 件	1件
条 例 の 新 規 制 定	2件
条 例 の 一 部 改 正	4件
指 定 管 理 者 の 指 定	1件
訴 訟 の 提 起	1件
平 成 3 0 年 度 補 正 予 算	4件
平 成 2 9 年 度 決 算 認 定	7件

計 20件

議案第73号 監査委員の選任について

- 本案は、市原市監査委員齊藤直樹(サイノウ ナギ)氏が平成30年7月5日をもって辞任したので、新たに宮国克明(ミヤケ カツキ)議員を委員に選任しようとするものである。

生年月日 昭和25年9月12日

住 所 市原市光風台5丁目96番地

議案第74号 市原市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

- 本案は、下水道事業に地方公営企業法の規定を適用するため、制定しようとするものである。

施行期日 平成31年4月1日

◆ (参考) 制定の概要

- 1 下水道事業の設置及びその経営の基本に関する事項を規定する。
- 2 下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する。
- 3 下水道事業の出納その他の会計事務及び決算のうち次の権限は、会計管理者に行わせる。
 - (1) 支出負担行為に関する確認を行う事務
 - (2) 公金の収納及び支払に関する事務の一部
 - (3) 公金の保管に関する事務
 - (4) 現金及び財産の記録管理に関する事務の一部
 - (5) 決算に係る事務の一部
- 4 下水道事業特別会計公共下水道事業を市原市特別会計条例より削除する。

議案第75号 市原市水道事業運営審議会条例の制定について

- 本案は、市原市水道事業運営審議会を設置するため、制定しようとするものである。

施行期日 平成30年12月1日

◆ (参考) 制定の概要

- 1 所掌事務
水道事業の管理者の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
 - (1) 水道事業の計画に関する事項
 - (2) 水道料金に関する事項
 - (3) その他水道事業の経営に関する重要な事項
- 2 委員構成 学識経験者、関係団体の代表、公募
- 3 定数 10人以内
- 4 任期 3年
- 5 報酬 9,000円/日額

議案第76号 市原市議会議員及び市原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、公職選挙法の一部改正等に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日ほか

◆ (参考) 改正の概要

1 市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成費を公費負担の対象として追加
(施行期日 平成31年3月31日)

・公職選挙法の一部改正により、市議会議員選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、選挙運動用ビラの頒布が解禁されたことに伴い追加する。

2 公費負担の単価の限度額引き上げ(施行期日 公布の日)

・物価等の変動、消費税増税を考慮し引き上げる。

区 分		現行単価	改正後単価
選挙運動用自動車の使用※	借入れ(1日あたり)	15,300円	15,800円
	燃料費(1日あたり)	7,350円	7,560円
選挙運動用ビラの作成	作成費(1枚あたり)	7円30銭	7円51銭
選挙運動用ポスターの作成	印刷費(500枚を超える場合1枚あたり)	26円73銭	27円50銭
	固定費	557,115円	573,030円

※一般運送契約以外の契約に限る。

議案第77号 市原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、市原市学校規模適正化検討委員会を廃止するため、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆ (参考) 改正の概要

市原市学校規模適正化検討委員会について、附属機関として所期の目的を達成したことから、廃止する。

(担任する事務)

市原市立小学校及び中学校における学校規模適正化の基本的な方針について調査検討し、その結果について教育委員会に答申すること。

議案第78号 市原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、建築基準法の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 建築基準法の一部を改正する法律の施行の日ほか

◆ (参考) 改正の概要

建築基準法の一部改正により、接道規制の適用除外に係る手続きの合理化や仮設建築物に対する制限の緩和等による認定等の手続きが新設されることから、当該認定申請等に係る建築基準法関係事務手数料を追加する。

手数料 27,000円～160,000円

議案第79号 市原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日（平成30年4月1日から遡及適用）

◆（参考）改正の概要

1号認定子どもについて、年収360万円未満相当世帯の利用者負担の軽減が図られたため、改正を行う。

（現行利用者負担額及び改正後利用者負担額）

階層区分	現行利用者負担額	改正後利用者負担額
D1	4,810円	3,440円
D2	6,040円	4,320円
D3	7,530円	5,390円
D4	9,370円	6,710円

※1号認定子どもとは、公立幼稚園及び認定こども園の幼稚園機能を利用する子どもをいう。

議案第80号 指定管理者の指定について

（市原市水と彫刻の丘）

○ 本案は、市原市水と彫刻の丘の管理を株式会社アートフロントギャラリーに行わせるため、指定しようとするものである。

◆（参考）指定の概要

1 指定管理者

所在地 東京都渋谷区猿楽町29番18号

名称 株式会社アートフロントギャラリー

代表者 代表取締役 奥野 恵

2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

3 募集の状況

募集区分 公募

募集期間 平成30年6月25日から7月2日まで

応募団体 3団体

4 選考の状況

平成30年5月11日 選定審査会

平成30年7月9日、7月11日 選考会議

平成30年7月19日 選定審査会

議案第81号 訴訟の提起について
(土地明渡等請求事件)

○ 本案は、市有地にある建物の相続人の相続財産管理人に対し、建物の取去及び土地の明渡しを求めるため、訴訟の提起をしようとするものである。

◆ (参考) 訴訟の概要

- 1 当事者 原告 市原市
被告 東京都葛飾区東金町7丁目の男性の相続財産管理人
- 2 事件名 土地明渡等請求事件
- 3 請求の要旨
 - (1) 被告は、原告に対し、建物を取去し土地を明け渡すこと。
 - (2) 被告は、原告に対し、賃料相当損害金を支払うこと。
 - (3) 仮執行宣言を付すこと。
 - (4) 訴訟費用は、被告の負担とする。上記の判決を求めるものである。
- 4 訴訟遂行の方針 第1審判決の結果、必要がある場合は上訴する。

議案第82号 平成30年度市原市一般会計補正予算(第1号)について

○ 本案は、国・県支出金の交付決定に伴う事業費の変更をはじめ、コミュニティ費、諸費、賦課徴収費、認定こども園等費、畜産業費、農地費、土地区画整理費、街路事業費、学校管理費、体育施設費、予備費等の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ673,259千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,303,259千円とするものである。

歳入としては、県支出金、繰越金、諸収入及び市債を計上するとともに、国庫支出金、繰入金を減額計上するものである。

また、継続費の追加及び変更、繰越明許費の設定、債務負担行為の追加並びに地方債の追加、変更及び廃止も併せて行うものである。

◆ (参考) 補正予算の概要

9月補正予算では、市立小中学校へのエアコン設置事業や災害予防のためのブロック塀の撤去等を促進する補助制度の創設、ゼットエー武道場の改修事業など、当初予算では捕捉できず、かつ緊急な対応が必要となる事業を計上した。

(主な補正内容)

- (1) 全ての市立小中学校の普通教室等にエアコンを設置(一般会計)
昨今の災害ともいえる猛暑に即応し、子どもたちが安心して学習に取り組める環境を確保するため、来年の夏までに全ての市立小中学校の普通教室等に空調機器の整備を行う。
- (2) 指定通学路のブロック塀撤去及びフェンス設置への補助を開始(一般会計)
震災時の安全対策として、指定通学路に面する危険ブロック塀等の撤去及びフェンス設置に対する補助制度を創設する。
- (3) 安心・安全の強化に向け、農地の環境整備を前倒して農道・排水路の機能を確保(一般会計)
法定外公共物(農道・排水路)の経年劣化や土砂の堆積等による機能低下を解消し、災害防止対策と安定した農業経営を確保するため、来年度以降に予定していた浚渫や整備工事を前倒して実施する。

- (4) 2020年の「第3回いちほらアート×ミックス」の開催に向け準備を開始（一般会計）
2020年に開催を予定している「第3回いちほらアート×ミックス」に向け、市内外に本市の魅力を発信し、地域の振興につながるよう、より質の高い芸術祭とするための準備を開始する。
- (5) ゼットエー武道場にエアコンを設置（一般会計）
スポーツの活性化に向け、市民への良好なスポーツ環境の提供及び各種大会誘致等による交流人口の増加につなげるため、本市のスポーツ振興の拠点であるゼットエー武道場に空調機器の整備及びトイレの洋式化に向けた設計を行う。
- (6) 「住民主体の通いの場」の補助団体数が増加（介護保険事業特別会計）
今年度から開始した「住民主体の通いの場事業」に、当初の想定を上回る参加団体があったため、補助金の予算を増額し、より多くの団体の参加を可能とする。

議案第83号 平成30年度市原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

- 本案は、一般介護予防事業費の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,423 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,303,723 千円とするものである。
歳入としては、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金を計上するものである。

議案第84号 平成30年度市原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

- 本案は、一般管理費、建設改良費の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 70,647 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,545,147 千円とするものである。
歳入としては、一般会計繰入金、繰越金、市債を計上するとともに、国庫支出金を減額計上するものである。
また、地方債の変更も併せて行うものである。

議案第85号 平成30年度市原市水道事業会計補正予算（第1号）について

- 本案は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めようとするものである。
収益的収入は、一般会計補助金で 293 千円を計上するものである。
収益的支出は、総係費で 293 千円を計上するものである。
また、債務負担行為の設定も併せて行うものである。

議案第86号～第92号 決算の認定について

- 本案は、平成29年度市原市一般会計及び特別・企業会計の決算について、認定を受けようとするものである。

(単位 円)

議案番号	会計区分	歳入決算額	歳出決算額	差引残額
第86号	一般会計	94,549,096,907	89,995,906,760	4,553,190,147
第87号	国民健康保険事業	34,940,676,610	34,874,209,004	66,467,606
第88号	後期高齢者医療事業	2,740,117,756	2,739,590,056	527,700
第89号	介護保険事業	18,986,165,006	18,470,030,159	516,134,847
第90号	農業集落排水事業	68,019,400	67,919,400	100,000
第91号	下水道事業	5,711,735,280	5,611,884,353	99,850,927

(単位 円)

第92号	会計区分	収 益 的		資 本 的	
	水道事業	収 入	支 出	収 入	支 出
			2,535,268,355	2,499,837,078	476,528,598